

## 関係資料 1

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)  
(感染症の診査に関する協議会)

第 24 条 各保健所に感染症の診査に関する協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、2 以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるときは、2 以上の保健所について 1 の協議会を置くことができる。
- 3 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 都道府県知事の諮問に応じ、第 18 条第 1 項の規定による通知、第 20 条第 1 項(第 26 条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第 20 条第 4 項(第 26 条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。
  - 二 第 18 条第 6 項及び第 19 条第 7 項(第 26 条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること。
- 4 協議会は、委員 3 人以上で組織する。
- 5 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験者を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く。)、法律に関し学識経験者を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験者を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。
- 6 この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。